庁議事案書

日 付	令和８年１１月９日（月）	会議種別	政策会議
事案名称	第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について		

１．事案の概要

提案理由 取り組み内容	令和８年度末に「第７期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（以下「現計画」という。）」の計画期間が終了することに伴い、令和９年度から令和１１年度までの３年間を計画期間とする「第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（以下「新計画」という。）」を策定します。 【背景・目的】 現計画における目指す将来像を継承しつつ、国や神奈川県の動向、現計画期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く環境の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新計画を策定します。 【計画の概要・策定のポイント】 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。 策定のポイントは、次の３点です。 (1)基本方針・施策の方向性の再編 (2)自立支援協議会・その他関係団体の取組を掲載 (3)第４章、第５章、第６章の関係性の明確化 【今後の予定】 ・令和８年１１月１９日（木）　全員協議会 ・令和８年１１月２７日（金）～令和９年１月５日（火） パブリックコメント ・令和９年　３月　　策定
審議事案等	「第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」の策定について

２．行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画	
主たる政策目標	3.共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち
関連する政策目標	
(2)その他関連計画	みんながつながる　ちがさきの地域福祉プラン３ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画　等
(3)関係法令	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法

事案担当	福祉部障がい福祉課	内線	3212
関係部課			

政策会議結果報告書

1 開 催 日	令和８年１１月９日（月）
2 件　　名	第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について
3 事案担当	福祉部障がい福祉課
4 関係部課	
5 出 席 者	■ 市長　■ 副市長　■ 副市長　■ 教育長　■ 病院事業管理者 ■ 出席　□ 欠席
6 説 明 者	福祉部長　障がい福祉課長　課長補佐障がい福祉推進担当　課長補佐障がい者支援担当
7 会議結果	本案件については、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	＊ 資料1のP.66にて、実施する主な事業として「療育相談の充実」が挙げられている。幼少期からライフステージが変化する中で関連機関が連携をとっていくという趣旨は理解したが、学校で行っているのは特別支援教育であるため、療育相談の担当に教育分野が入ってくると誤解が生じる懸念がある。学校教育指導課と教育センターを担当から抜いた方がよいのではないか。【教育長】 → 検討します。 ＊ 前計画と比較し、基本方針が6つから5つへ変更されたといった構成の違いはあるが、大きな枠組みや考え方は変わらないという認識で良いか。【岸副市長】 → ご認識のとおりです。 ＊ 障がい者が増えニーズが増加していく中で、サービスの供給は追いついていくのか。民間企業も含め、強度行動障害といった障がい特性のある方の受け皿は確保できているのか。【岸副市長】 → 生活介護の施設が市内に20か所あり、重度の方が通っている施設は多いのですが、中程度の方が通っているのは主に市が指定管理で運営する施設と民間事業者が運営する2施設です。この2施設のうち、市が指定管理で運営する茅ヶ崎市社会福祉事業団が経営している施設は強度行動障害支援者養成研修を修了した職員によるマンツーマンでの対応が可能となっていますが、もう一方の民間施設には、当該研修を修了した職員がおりません。 ＊ こういった施設は、家族レスパイトの役割も担っているかと思う。民間が手を引いてしまうため、強度行動障害について市が対応していくという考え方はあるのか。【岸副市長】 → 茅ヶ崎市社会福祉事業団が重要な役割を担っていくと認識しております。

	＊ 資料2はどのような位置付けなのか。概要版であれば、基本方針を１，２，４だけでなく１から５まで記載する必要があるのではないか。【病院事業管理者】 → 概要版ではなく、庁議資料として基本方針を一部抜粋したものとなっております。 ＊ パブリックコメントでどの情報まで出していくのか分かりづらいので、今後は概要版も含め庁議資料として提出するように。【岸副市長】 → 承知しました。